

上告受理申立て理由書（要約版）

第1 はじめに

原判決は、本件最高裁判決の「請求棄却」という結論だけに目を奪われ、無理 矢理にでもこれと結論上の平仄を合せるために、法203条の2第2項の解釈を捻じ曲げ、申立人の主張を捻じ曲げ、証拠の評価を捻じ曲げ、証拠に基づいて適切な事実認定を行い説得的な議論を展開した1審判決を、全く説得力のない理由で破棄してしまったものである。

第2 法203条の2第2項の趣旨から導かれる月額報酬制が違法・無効

か否かの判断基準について

1 本件最高裁判決の内容

本件最高裁判決が判示する「法203条の2第2項の趣旨に照らした合理性の観点」の具体的な内容を解明する必要があるが、この点、申立人は、以下の4点が重要であると考える。

- ① 日額報酬制があくまでも原則であること
- ② 法203条の2の「報酬」が「勤務に対する反対給付」であること
- ③ 各普通地方公共団体の実情を考慮すべきであること
- ④ 目的を達成するために必要かつ最小の報酬でなければならないこと

第3 原判決が法203条の2の解釈を誤っていることについて

1 「広範な裁量」を認めた原判決の誤り

原判決は、法203条の2第2項及び本件最高裁判決が、日額報酬制を原則とし、月額報酬制等その他の報酬制度はあくまで例外としていることを全く考慮していない。原判決が議会に漫然と「広範な裁量」を認めたことは明らかに本件最高裁判決に相反し、法203条の2第2項の解釈を誤っている。

原判決は、「広範な裁量」を導き出した根拠として、「法203条の2第2項にただし書が追加されるに至った経緯」を挙げている。しかし、昭和31年当時、地方においては選挙管理委員会や人事委員会等の非常勤職員が常勤職員とほぼ同様に出勤しているという実情があったため、常勤職員と同様の報酬制度を維持すべきとの陳状が衆議院地方行政委員会でなされたことや、政府委員からは、条文上の制約がないことをもって、本来日額によるべきものまで月額にすることは地方公共団体で十分に自粛されたい旨の説明がされていることを無視しており、誤っている。

2 法203条の2の「報酬」が「勤務に対する反対給付」であることを考慮しなかった誤り

「報酬」が「勤務に対する反対給付」という性格を持つ以上、議会及び裁判所は、「諸般の事情」を総合考慮する上において、「勤務の態様」がどうであるかを重視しなければならぬのは当然のことである。ところが原判決は、勤務の態様を他の考慮要素と同列若しくは同列以下にしか評価しなかった結果、本件各委員の勤務日数が概要 1 カ月に 1 日から 3 日程度であり、勤務時間は數十分から数時間程度に過ぎない等の事実を認定したにもかかわらず、本件条例の適法性を認めてしまった。

法 203 条の 2 第 2 項はあくまで「勤務に対する反対給付」としての報酬として原則日額報酬制とすべきことを規定しているのであり、最終的な判断と執行という「重大な責任」に対する反対給付としての報酬を支払うことを許容してはいない。ところが原判決は、最終的な判断と執行という「重大な責任」があるから、「職務の所要時間短縮」という要素も大きな意味を持たないと述べているに等しい。これは、法 203 条の 2 の「報酬」が「勤務に対する反対給付」としての性格を有することを理解していないからである。

また原判決は、本件各委員の知識経験や資質等によって書類、資料等の検討時間が短時間となっていることも本件各委員の勤務の実質的負担が大きいことを基礎づける事情としている。しかし「勤務に対する反対

給付」である以上、本件各委員の高い能力によって軽減された後の勤務の負担に対して報酬が支払われればそれで十分であり、殊更に「知識経験や資質等」を考慮した原判決は、本来考慮すべきでない事情を考慮したものである。

3 勤務の負担を重く見た誤り

1 審判決と比較すると、原判決の「勤務の実情等」の判断には、大きく言って以下のような特徴があると言える。

① 本件各委員の勤務の実質的負担が軽いことを端的に裏付ける事実については、無視するか、言葉を換えて曖昧にする。

② さ程の負担と思われない本件各委員の負担や、一般化は困難と思われる事実、直ちに本件各委員の勤務の負担を基礎づけるわけではない事実を、大きく取り上げる

なお、原判決には、「被控訴人は、本件各委員の登庁日以外における勤務は、事務局の関与によりその負担が大幅に軽減されており、その実質的負担はないに等しいとも主張する」とあるが、申立人はそのような主張はしていない。原判決がこのように申立人（被控訴人）の主張を読み替えたのは、原裁判所が申立人（被控訴人）の主張が誤っていると正面から判断することができなかつたからに他ならない。

4 人材確保の必要性について

原判決は、5人の証人がいずれも報酬制度が月額報酬制であることが委員就任の動機となったことを否定する趣旨の証言をしていることを認めつつ、「一般的に、優れた人材を確保するため相応の待遇が必要となる側面があることは否定し得ないところであり、求める人材にふさわしい報酬制度を採用することは人材確保のために有益である」とし、「一定水準・一定数の人材を確保するのに、国と同様の日額報酬制を探ることによって『相応の困難が生ずるという事情』は、仙台市においては存在しない」という申立人の主張を退けているが、あきれるほどの強弁である。

このような判断は、裁判で行われる証拠調べをそもそも否定しているに等しく、当該地方公共団体の実情を考慮すべきとし、個別の司法審査を許容している法203条の2第2項及び本件最高裁判決に反するのみでなく、およそ判決としての体をなしていない。

5 財政規模・状況について

仙台市の市債残高が一般会計の2倍超、一般財源の3倍超という状態は、尋常ならざる状態であることは論を俟たないし、財源不足が毎年200億円前後というのは、仙台市の財政の規模を考慮しても、深刻な事態であることは誰しも認めることである。

また、仙台市の財政状況は、単に財源不足及び市債残高の額が大きいから厳しいわけというわけではない。問題は、この厳しい状況が継続しており、今後も改善される見込みがなくさらに絶望的な状況になるとしか考えられないことがある。

これを示す証拠があり、これに反するような主張・立証は何もなされていないにもかかわらず、「今後、東日本大震災の影響により財政が悪化する可能性があることも否定できない」程度にしか考慮しなかった原判決の評価は理解に苦しむ。

仙台市の財政状況を示す各証拠及び本件各委員の職務の性質、内容、職責等及び勤務の態様、負担等からすれば、仙台市の財政は、本件各委員への月額報酬制を許容し得ない程度にまで破綻していると評価すべきである。

6 政策的・技術的判断過程の不存在

法203条の2第2項が地方議会に裁量を認めた根拠は、本件最高裁判決によると、様々な要素について複雑かつ高度な判断を要し、政策決定の判断者としては司法府よりも立法府たる地方議会の方が適しているから、裁判所は地方議会の判断を尊重して立法措置についての立ち入った審査をしない、ということにある。

諸般の事情を「最もよく知り得る立場にある」はずの議会が、前記諸般の

事情についての複雑、高度な判断を怠ったまま当該普通地方公共団体の非常勤職員の報酬制度を決定しているのだとしたら、それは法203条の2第2項の趣旨に反する事態であるのは明らかである。そのような場合には、裁判所はむやみにこれを追認することなく、当該地方公共団体の実情を適切に踏まえた上で、法の趣旨に則った判断をすべきとしたことも、法203条の2第2項の趣旨である。

したがって、「政策的・技術的判断過程の不存在」という事情を「諸般の事情」の一つとして考慮すべきである。

第4 結 び

もとより憲法94条が定める地方自治の本旨である団体自治の観点から、地方議会の自律的裁量権が保障されるべきことは当然であるが、他方、条例は、法律の範囲内において制定することが認められているのであり（憲法95条），地方議会が、地方自治法その他法律の趣旨を逸脱した条例を制定した場合には、司法が、その誤りを是正することも、憲法の要請である。

本件における非常勤の各行政委員の職務の性質・内容・職責それ自体が重要なものであること、そして、勤務の負担を評価するに当たっては、形式的な登庁日以外の負担をも十分考慮する必要があることは、本件最高裁判決の

指摘するとおりであり、申立人も、否定しない。

しかしながら、本件においては、書証及び証人尋問を通じて、本件各行政委員の職務の性質、内容、職責や職務の実情に加え、仙台市議会の審議状況、仙台市の財政状況、報酬制度と人材確保との関連性等が詳細かつ正確にあぶり出され、本件各行政委員に対して月額報酬制を支給する合理的理由が存在しないことが明確となっている。

原判決が法203条の2の解釈を誤っていることは明白である。
最終審である最高裁判所には、事実と道理に基づいて正義を実現するための御判断を求める次第である。

以上